

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和4年2月21日(月) 午前9時57分～午前10時49分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、
5番 岡田 公作、 7番 長谷川広昌、 8番 黒川 美克、
16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 令和4年3月定例会について

(1) 議案の説明について

- (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 予算特別委員会委員の指名について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
 - (6) 議員派遣について
 - (7) 高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置について
- 2 資料要求について
 - 3 今後の議会運営委員会の日程について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 令和4年3月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは、令和4年3月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意2件、一般議案が10件、補正予算が6件、当初予算が8件、報告2件の計28件をお願いするものでございます。

提出予定案件一覧表の次に、提出予定議案の概要がございます。同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って、御説明を申し上げます。

同意第1号は、副市長の新任について、同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の新任について、御同意をお願いするものであります。

議案第3号は、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額する等のものであります。

議案第4号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を廃止するものであります。

議案第5号は、消防団員の種類を基本団員及び機能別団員とするほか、報酬額を改定する等のものであります。

議案第6号は、道路占用料の額を改定するものであります。

議案第7号は、引用法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第8号は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る1年以上の在職要件を廃止する等のものであります。

議案第9号は、個人情報保護に関する三つの法律は、統合されることに伴い、条文の整備を行うものであります。

資料の裏面をお願いいたします。

議案第 10 号は、愛知県市町村職員退職手当組合からの尾張旭市、長久手市衛生組合の脱退に伴い、組合規約を変更するものであります。

議案第 11 号は、高浜市手話言語条例を制定するものであります。

議案第 12 号は、公の施設として、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館を設置し、美術館機能及び図書館機能を統合するものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。

議案第 13 号、令和 3 年度一般会計補正予算第 12 回につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の 5 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,373 万 3,000 円を減額し、補正後の予算総額を 183 億 4,751 万 2,000 円といたすものであります。

10 ページをお願いいたします。

繰越明許費は、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和 4 年度に繰り越すものであります。

11 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、全ての事項について、契約金額の確定等により、限度額を変更いたすものであります。

12 ページをお願いいたします。

地方債補正は、事業費の確定及び税込等の決算見込み等により、限度額を増減いたすものであります。

48 ページをお願いいたします。

委員長 総務部長、着席で結構です。

説（総務部） 着座にて失礼いたします。

48 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項市民税、6 款法人事業税交付金は、決算見込みに伴い、増額いたすものであります。

50 ページをお願いいたします。

9 款 4 項 1 目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、固定資産税及び都市計画税の減収額を補填する交付金を、新たに計上するものであります。

14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、充当事業の確定により増額いたすもので、社会保障税番号制度システム整備費補助金は、住民記録システム修正業務に対する補助金を増額いたすものであります。

2 目、民生費国庫補助金は、保育士、教諭等の処遇改善のため、収入を 3 % 程度引き上げる措置を実施することにより交付される、保育士等処遇改善臨時特例交付金を新たに計上いたす等のものであります。

54 ページをお願いいたします。

17 款 1 項 1 目、一般寄附金は、日本スポーツウエルネス吹矢協会高浜大鷲支部様から御寄附をいただいたもので、2 目、総務費寄附金は、市制施行 50 周年記念事業基金指定寄附金として、株式会社青木堂様、トヨタ車体精工株式会社様、及び匿名の方から御寄附いただいたもので、職員研修基金指定寄附金は、都築傳七様、及び匿名の方から御寄附いただいたものであります。

18 款 1 項 1 目、基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金を、56 ページをお願いをいたしまして、充当事業の額の確定等により、公共施設等整備基金からの繰入金を、それぞれ減額するほか、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金の決算額の確定により、教育振興・子育て支援基金繰入金を増額いたす等のものであります。

65 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の 3、戸籍住民基本台帳事務事業になりますが、住民記録システム修正業務委託料は、転出転入手続の時間短縮化やワンストップ化のために、マイナポータルからオンラインで、転出届、転入予約ができるように、システム改修を行うための費用を計上いたすものであります。

68 ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目、基金費の都市計画事業基金積立金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、都市計画税分を積み立てるもので

あります。

70 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目、保育サービス費、3、保育園管理運営事業の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、4、小規模保育事業及び、5、家庭的保育推進事業の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金は、保育士、教諭等の処遇改善のため、補助金を新たに計上いたすものであります。

72 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目、保健予防費は、総合健診の受診者数の増加に伴い、健康診査委託料を増額いたすものであります。

80 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目、消防費の 5、広域消防事業は、衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い、減額いたすものであります。

82 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目、学校管理費の 1、小学校維持管理事業は、プール事業の中止等に伴い、光熱水費を減額いたす等のものであります。

そのほか全体を通じまして、事業費の確定等により、委託料、工事請負費等の事業費を、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅費、負担金等の事業費をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、特別会計及び企業会計につきましては、補正予算書の 1 ページにお戻りをお願いいたします。

補正予算総括表のほうでございますが、4 特別会計及び 1 企業会計の補正予算は、事務事業費の確定、あるいは、年度末の決算見込み等に伴う補正が、主なものであります。

続きまして、当初予算書をお願いいたします。

議案第 19 号、令和 4 年度一般会計予算について申し上げます。

予算書の 5 ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 161 億 8,700 万円と定めるものであります。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

債務負担行為は、六つの事項について定めるもので、地方債は、10の事業について計上いたすものであります。

49 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は、85 億 2,786 万円で、前年度比 4 億 2,046 万 6,000 円の増を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金は 11 億 300 万円。

10 款地方交付税は、特別交付税として 7,900 万円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料は、1 億 3,438 万円を見込んでおります。

14 款国庫支出金は、26 億 1,529 万 1,000 円を見込んでおります。

15 款県支出金は、12 億 5,654 万円を見込んでおります。

78 ページをお願いいたします。

17 款寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金 1 億 2,000 万円、前年度比 4,500 万円の増を見込んでおります。

80 ページをお願いいたします。

18 款基金繰入金は、9 億 1,306 万 9,000 円、前年度比 2 億 2,507 万 6,000 円の減で、その主なものは、財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金の減であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

105 ページをお願いいたします。

2 款総務費について申し上げます。

1 項 12 目企画費になります。

6、公共施設総合管理計画推進事業では、委託料に、公共施設総合管理計画改定業務委託料を計上しております。

109 ページをお願いいたします。

1 項 14 目、電算管理費の 1、総合住民情報管理事業になります。委託料に、行政手続オンライン化対応業務委託料を計上しております。

151 ページをお願いいたします。

3 款民生費について申し上げます。

2 項 2 目、保育サービス費の 3、保育園管理運営事業になります。総合保育システムの導入に係る使用料、庁用器具費などを計上しております。

157 ページをお願いいたします。

2 項 3 目、家庭支援費の 7、みどり学園運営事業になります。工事請負費に、みどり学園改修工事費を計上しております。

161 ページをお願いいたします。

15、子育て家族支援ネットワーク事業になります。工事請負費に、いちごプラザ改修工事費を計上しております。

185 ページをお願いいたします。

7 款商工費について申し上げます。

1 項 2 目、商工業振興費になります。14、後期高齢者買い物支援事業では、補助金に、後期高齢者の移動等手段の確保、及び、市内商店の消費喚起のためのタクシー料金助成補助金を計上しております。

189 ページをお願いいたします。

8 款土木費について申し上げます。

2 項 1 目、生活道路新設改良費の 1、道水路維持管理事業になります。委託料に、路面下空洞調査業務委託料を計上しております。

211 ページをお願いいたします。

10 款教育費について申し上げます。

2 項 1 目、学校管理費の 1、小学校維持管理事業になります。工事請負費に、吉浜小学校緊急連絡装置整備工事費を計上しております。

221 ページをお願いいたします。

4 項 1 目、幼児教育費の 3、幼稚園維持管理事業になります。

委託料に、高取幼稚園解体工事实施設計業務委託料及び吉浜幼稚園長寿命化改修工事实施設計業務委託料を計上しております。

225 ページをお願いいたします。

5 項 2 目、生涯学習機会提供費になります。12、図書館管理運営事業では、工事請負費に、図書館機能移転先改修工事費を計上しております。

1 ページにお戻りをいただきまして、予算総括表をお願いいたします。5 特別会計並びに、2 企業会計の当初予算であります。

特別会計は、69 億 9,680 万 1,000 円で、国民健康保険事業は、主に一般被保険者の療養給付費の増による増額。

介護保険事業は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の増による増額となっております。

企業会計は、水道事業会計は 12 億 5,661 万 6,000 円。下水道事業会計は、27 億 923 万 5,000 円で、下水道事業会計は、主に、雨水管渠築造工事の増に伴う工事費の増額となっております。

最後に、報告第 1 号及び報告第 2 号は、高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が、令和 4 年 3 月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、同意 2 件、一般議案 10 件、補正予算 6 件、当初予算 8 件、報告 2 件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。御苦労さまでした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説 (事務局 副主幹) それでは、議案の取扱いについて御説明させていただきます。

きます。

3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年の12月9日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、2月28日から3月24日までの25日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、2月28日の本会議初日に、同意第1号及び同意第2号を即決でお願いし、議案第3号から議案第26号までの上程、説明後、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。

3月2日第2日目と4日第3日目の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月8日の第4日目は、議案第13号から議案第18号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、その後、議案第3号から議案第12号まで及び議案第19号から議案第26号までの総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月10日及び11日の予算特別委員会においては、議案第19号から議案第26号までの8議案を、3月15日の総務建設委員会においては、議案第3号から議案第7号までの5議案を、3月16日の福祉文教委員会においては、議案第8号から議案第12号までの5議案の審査をお願いいたします。

最終日の3月24日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

なお、議案第13号から議案第18号までの補正予算は、第4日目、3月8日火曜日に質疑、討論、採決を行いますので、討論については、3月7日月曜日の正午までに、議長宛てに、討論通告書を提出していただきますようお願いいたします。

そのほかの議案につきましては、3月28日水曜日の正午までに提出をお願いいたします。説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま、事務局が説明しました案のとおり決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、2月22日火曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順としますが、2月22日の午前8時30分以前に、2人以上ある場合は、抽せんにより、質問の順序を決めさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように進めさせていただきます。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) 構成メンバーにつきましては、4年間の構成表で決められているとおり、令和4年の予算特別委員会の委員は、神谷直子議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、以上の8名となります。

委員長 事務局が報告しました8名を、議長より指名することに御異議ございませんか。はい、13番、今原ゆかり議員。

意(13) 小嶋議員ではなくて、私、今原でお願いいたします。

委員長 はい、ほかに。

異 議 な し

委員長 ほかに御異議もないようですので。

それでは、改めて、令和4年の予算特別委員会の委員は、神谷直子議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、私、杉浦辰夫、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、以上の8名となります。

御異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 締切日までに、提出された請願、陳情はありませんでした。

(6) 議員派遣について

委員長 事務局より説明願います。

説(事務局 副主幹) それでは、資料、議員の派遣についての運用基準及び議員派遣について(案)をごらんいただきたいと思います。

例年4月に開催されております東海市議会議長会定期総会が、来年度は4月27日に静岡県浜松市で開催されます。

この会議には正副議長が出席いたしますが、議長は、議会を代表する立場であることから議員派遣の対象ではありません。

副議長は、議員派遣の対象となりますので、派遣の可否についての御議決をお願いしたいと思います。

取扱いといたしましては、3月定例会の初日に、議長発議で議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

委員長 ただいま、事務局が説明いたしました案のとおり、3月定例会の初日に、議員派遣についてを議長発議で行うことということでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(7) 高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置
について

委員長 議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 令和3年9月28日に、荒川義孝議員を初め4名の議員から、倉田利奈議員に対する審査請求書が提出され、これを10月22日に高浜市議会議員政治倫理審査会へ付託したことは、12月定例会でも御報告いたしました。1月18日に、政治倫理審査会から、その結果審査報告書が提出されましたので御報告をさせていただきます。

令和3年9月28日に、荒川義孝議員、神谷直子議員、長谷川広昌議員、小嶋克文議員の4名の議員から、高浜市議会議員政治倫理条例第4条に基づき、倉田利奈議員に対する審査請求書が議長へ提出され、この審査事案について10月22日に政治倫理審査会へ付託いたしました。

政治倫理審査会では、6回にわたり御審査をいただき、1月18日に、政治倫理審査会から議長へ審査結果報告書が提出されました。

審査結果報告書の内容は、既に議会タブレット及び市議会ホームページに報告書の写しを掲載しておりますので、詳細についての説明は割愛させていただきますが、審査会といたしましては、審査請求の適否については、適合。高浜市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の違反に該当するという内容でした。

また、審査会の意見として、文書による厳重注意の措置を講ずるよう求めると意見が付されております。

なお、厳重注意文の案文につきましては、審査結果報告書に合わせて、政治倫理審査会から、御手元に配付してあります資料のとおりお示しされております。

政治倫理条例第8条第2項において、議長は、政治倫理基準に違反する行為があった旨の報告があったときは、関係議員に対する議会の措置を求めなければならないと規定されているため、議会に措置を求めるにあたり、この件の取扱いについて議会運営委員会で、御協議いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま、議長より政治倫理審査会からの審査結果報告書の報告及び倉田利奈議員に対する議会の措置の取扱いについて、議会運営委員会で協議するよう依頼がありました。

まず、審査結果報告書の内容については、既に議会タブレット及び市議会ホームページに掲載されているので、まだごらんになっていない方は、そちらで御確認をお願いしたいと思います。

次に、議会の措置の取扱いについてですが、政治倫理条例第9条に規定する議会の措置は、議決が必要となります。

よって、取扱いといたしましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員を除斥し、3月定例会の初日に、議長発議で厳重注意文書を議会へ提出し、議決をお願いしたいと思います。この件について、御意見のある方は、お願いいたします。15番、内藤とし子委員。

意(15) 共産党としては、当初から、これは政治倫理審査会の要件に当てはまらないということで、政治倫理審査会に上げるべきものではないという意見をずっと出してきましたけれども、その関係で私どもは反対をいたします。

委員長 はい。ほかに御意見ある方は。オブザーバーは、ちょっと発言を控えてください。

不規則発言あり

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

委員長 再開します。

議運の委員の方で、ほかに、御意見のある方は。12番、鈴木勝彦委員。
意(12) 審査委員会からの報告が出された以上は、それを議長から報告する義務があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 はい、ほかに。

意見なし

委員長 はい、ほかに御意見もないようですので…。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

委員長 再開します。

ほかに御意見もないようですので、3月定例会の初日に、関係議員を除斥し、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置についてを議長発議で、嚴重注意文書(案)を提出し、議決を行うということによろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

なお、嚴重注意文書の案文については、政治倫理審査会から提出されたものでありますのでこれを尊重し、資料のとおり、議会へ提出したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

不規則発言あり

委員長 もう一度、確認をさせていただきます。暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 35 分

委員長 先ほど、15 番、内藤とし子委員より、再度、意見の部分から読み直してほしいということですので、改めて、委員長のほうから、読み上げさせていただきます。

御意見があるということですので、3 月定例会の初日に関係議員を除斥し、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する措置についてを、議長発議で嚴重注意文書（案）を提出し、議決を行うということによろしいでしょうか。15 番、内藤とし子委員。

意 (15) 私ども共産党としては、最初から、これは要件に適合してないから、政治倫理審査会にかける必要ないという意見を言ってきましたけれども、意見多数ということで押し切られてしまいました。

この最終的に 28 日に出すということですが、私どもは反対をしますし、それから、反対討論や賛成討論も話ができるように、ぜひしてほしいと思います。

それから、本人からも意見が述べたいと思いますので、ぜひ、それも述べられるようにしていただきたいと思います。

委員長 はい、ほかに。御意見のある方。

意 見 な し

委員長 はい、御異議がありましたので、採決を改めて取らさせていただきます

す。

お諮りいたします。

3月定例会の初日に関係議員を除斥し、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置についてを、議長発議で行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 はい、挙手多数であります。

よって、高浜市議会議員政治倫理条例に基づく倉田利奈議員に対する議会の措置についてを、関係議員を除斥し、3月定例会の初日に、議長発議で行うことに決定いたしました。はい、15番、内藤とし子委員。

意(15) 今、除斥をするという話ですが、どの時点で。その、採決する時点だけ除籍をするということなのか。

委員長 はい、事務局。

説(事務局 副主幹) 地方自治法第117条に基づく除斥となりますので、議題に上がってから、関係議員は除斥となっております。

委員長 とし子委員、わかります。いいですか。はい、事務局。

説(事務局、副主幹) なお、除斥議員におかれましては、議会が許可すれば、弁明する機会が与えられるということの規定になっております。

委員長 はい、15番、内藤とし子委員。

意(15) 今、事務局のほうから話があったように、やはり、民主的に該当議員のほうからも、ちゃんと弁明の機会を与えるっていうのが、合ってるそうですので、それは、やっぱりやっていただきたいと思います。

委員長 はい、12番、鈴木勝彦委員。

意(12) 既に、政治倫理審査会のほうから、結論的なものが出ております。嚴重注意ということで、議長に提出をされておりますので、弁明の機会を与えるというようなことは、もう既に、もう結論的には出ていますので、与えるべきではないと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 はい、15番、内藤とし子委員。

意(15) 前は、政治倫理審査会の中で、弁明の機会ってというのはありましたけれども、今度は、議会として文書で出すということですので、意味が違うと思いますんで、これは、ぜひ、やっていただきたいと思います。

委員長 はい、内藤とし子委員に申し上げます。

議会に、これで提出をされるということになりましたので、その場で、発言していただき、それにのっとった進行でお願いしたいと思います。

いいですか。鈴木勝彦委員。

意(12) 先ほど言いましたように、議長から諮問機関に、審査委員会に託されたことですので、その意見は尊重していただきたいと思います。

委員長 はい、次に行きます。いいですか。

2 資料要求について

委員長 議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 御手元に配付してあります資料のとおり、2月18日付けで、内藤とし子議員より予算審査に関し資料要求願が提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか、議会運営委員会でお諮りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、議長より内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会でご諮りいただくよう依頼がありました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり、資料要求する場合は、議長に資料請求願書を提出し、議長は、これを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決せられた場合は、議長は、当局に資料を要求するとあることから、議会運営委員会でご諮るものです。

今回の資料要求について、まず、内藤議員より説明いただき、市長に、資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、内藤とし子委員、説明をお願いします。15番、内藤とし子委員。

意(15) 毎年、予算、決算ともにお願いをしている、予算審査に関する資料

要求ですが、予算要求といえども慎重な審査をするためには、どうしてもこの比べる資料も必要になってきますので、ぜひ、この予算資料要求をお願いしたいと思います。

委員長 ただいま、内藤議員から説明がありましたが、この件について、御意見のある方は願います。

意 見 な し

委員長 ないようでしたら、本件につきましては、過去から予算審査に当たって資料請求願が提出されており、これを市長に資料要求してきたものですので、これまでどおり、議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと。よって、内藤とし子議員提出の資料請求願を議長より市長に提出することといたします。

3 今後の議会運営委員会の日程について

委員長 私から今後の議会運営委員会の日程等についてお願いいたします。

初めに、3月8日の火曜日、本会議第4日の終了後、常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定願います。

続いて、令和4年6月定例会の日程を協議する議会運営委員会を、3月16日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定願います。

次に、事務局から発言を求められていますので、これを許可いたします。

説（事務局長） それでは、事務局より1点、お願いいたします。

株式会社キャッチネットワークより3月定例会の初日、2月28日になりま

すけれど、このときに行われます市長の施政方針と、教育長の教育行政方針について、キャッチで放送するため、撮影したいと依頼がありましたので、あらかじめ御報告をいたします。

委員長 本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 49 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長